

議案第33号

日野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日野町後期高齢者医療に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年5月11日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町後期高齢者医療に関する条例の改正が必要な理由と概要

1 傷病手当金支給の目的

今般の新型コロナウイルス感染症について、国内で感染が拡大しつつあり、その更なる感染拡大をできる限り防止するためには、労働者が感染した場合（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む。）に休みやすい環境を整備することが重要である。

そのため、鳥取県後期高齢者医療保険においても傷病手当金の支給を行うこととする。

なお、支給に係る事務については鳥取県後期高齢者医療広域連合が行い、町は被保険者からの申請受付の事務を行う。

2 改正内容

日野町後期高齢者医療に関する条例第2条で定める「町において行う事務」に、後期高齢者医療保険において今般の広域連合条例の改正により行うこととした新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給事務について、町は被保険者から提出される申請書の受付を行うとする規定を加える。（療養費や移送費、高額療養費等の他の支給事務と同様）

3 附則

公布の日から施行する。

日野町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日野町後期高齢者医療に関する条例(平成20年日野町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>広域連合条例附則第1条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p>(9) 略</p>	<p>(町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 略</p>

附 則

この条例は公布の日から施行する。